

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第6号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（省令第4条の17、第8条の4の5、第8条の4の6、第8条の17の2、第8条の17の3、第8条の27、第8条の29、第8条の36、第8条の38、<u>第8条の38の11</u>、第12条の7の15、第12条の14、第12条の28、第12条の35、第12条の38及び第12条の39に規定する書類を除く。）は、第1号及び第2号に掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関を経由し、第3号から<u>第7号</u>までに掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>有害使用済機器の保管等に係る書類 保管等に係る事業場の所在地を所管する所長</u></p> <p>(7) 前各号に掲げる書類以外の書類 事務所（2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合にあっては、当該2以上の事業者のうち、省令第8条の38の2各号のいずれかに該当する事業者の事務所をいう。以下この号において同じ。）の所在地を所管する所長（香川県内に事務所を有しない場合にあっては、香川県東讃保健福祉事務所長）</p> <p>2 略</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（省令第4条の17、第8条の4の5、第8条の4の6、第8条の17の2、第8条の17の3、第8条の27、第8条の29、第8条の36、第8条の38、第12条の7の15、第12条の14、第12条の28、第12条の35、第12条の38及び第12条の39に規定する書類を除く。）は、第1号及び第2号に掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関を経由し、第3号から<u>第6号</u>までに掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げる書類以外の書類 事務所の所在地を所管する所長（香川県内に事務所を有しない場合にあっては、香川県東讃保健福祉事務所長）</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。